

大和市公の施設の管理運営に関する基本方針

平成27年4月（改訂版）

大和市公の施設の管理運営に関する基本方針

1. 公の施設の管理運営手法についての検討方針

本市の公の施設の管理運営については、当該施設に本市が関与する必要性を十分に検証し、本市の関与の必要性が認められる場合は、施設ごとに次の視点による検討を行い、直営（一部業務の委託等を含む。以下同じ。）又は指定管理者制度の導入（個別法により指定管理者制度の適用が認められない施設を除く。）のいずれかから、適切な手法を選択するものとする。

(1) 施設の設置目的の効果的な達成

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置するという公の施設の趣旨に鑑み、施設機能を最大限に発揮することにより市民サービスの向上を図り、施設の設置目的を最も効果的に達成することができるものが管理運営をするべきであること。

(2) 経済的かつ効率的な管理運営

最小限の経費で最大限の効果を挙げるという行政運営の基本原則に則り、行政サービスの質の向上と、経済性及び効率性の観点から、最も優れたものがその管理運営をするべきであること。

2. 直営による管理運営方針

公の施設の管理運営を直営により行う場合は、効率的かつ効果的な運営を行うため、次に掲げる手法を適用するものとする。

(1) 多様な任用形態の活用

公の施設に配置する職員については、施設運営の効率性や必要となる専門性等を総合的に勘案した上で、正規職員のほか再任用職員や非常勤特別職職員などの多様な任用形態を活用する。

(2) 業務委託の活用

業務の一部について、業務委託により効率的かつ効果的な管理運営が見込まれる場合には、積極的に業務委託を活用する。

(3) 市民参加の活用

市民参加の可能性を追求し、市民の視点によるサービスの向上を図る観点から、業務の一部について協働事業やボランティア*を活用した施設運営を検討する。

* ボランティアには(仮称)行政サポーター制度を含む

3. 指定管理者による管理運営方針

公の施設の管理運営を指定管理者により行う場合は、次の方針に基づき、導入を図るものとする。

(1) 指定管理者の選定

指定管理者の選定に関しては、施設ごとに次に掲げる3つの類型に分類し、いずれの場合も施設設置の目的を最も効果的かつ安定的に達成できると認めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

ア 民間分野と競合する施設

民間企業等が既に事業展開している分野で、民間の能力の活用により施設の効用を最大限に発揮し、利用者の平等な利用とサービスの向上が期待できる施設については、その円滑な管理運営を行うことができる民間企業等を広く公募のうえ選定することとする。

ただし、法人等の設立目的とその施設の設置目的等が密接不可分であるような場合や法人等の役割と施設の設置目的・機能が一致するような場合で、その法人等が管理運営を行うことにより、安定的・効果的な施設運営が期待できる場合にあっては、公募せずに選定することができることとする。

例) 文化施設、スポーツ施設等

イ 資格等を必要とする施設

施設の管理運営にあたって資格等を必要とする施設については、上記アに加えて指定管理者になろうとする者の資格等に特別の条件を付し、選定することとする。

例) 福祉事業施設、医療施設等

ウ 市民活動の拠点となる施設

地域の人材を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できる施設については、公募せずに指定管理者に該当すると認められる市民活動団体を選定することができることとする。

例) 地域コミュニティ施設等

(2) 条例の規定

各施設設置条例ごとに対応する。指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲について共通化が図れないため、施設ごとに条例を整備する。指定の手續等の共通事項についても各施設設置条例に入れる。

ア 条例化すべき主な条項

(ア) 指定管理者の募集（公募の有無で相違する）

(イ) 申請

(ウ) 選定基準（公募の有無で相違する）

- (エ) 再選定
- (オ) 管理の基準（開館時間、休館日、利用の制限等）
- (カ) 業務の範囲（使用の許可、利用料金の収納など）
- (キ) 管理者の指定
- (ク) 協定の締結
- (ケ) 事業報告書の提出
- (コ) 指定の取り消し
- (サ) 秘密の保持（個人情報保護）
- (シ) 情報公開
- (ス) 指定期間

(3) 選定委員会の設置・運営

選定委員会については、次のとおり設置し運営する。

- ア 公の施設を所管する各部ごとに要綱で設置する。
- イ 委員は市民委員を含めて構成する。
- ウ 委員会は、指定管理申請者の中から順位をつけて指定管理者の候補者を決定し、市長に報告する。
- エ 市民活動の拠点となる施設の公募によらない指定管理者の指定を申請する者については、選定委員会による選定は行わない。

(4) 利用料金制

指定管理者制度の導入に合わせて、利用料金制の導入についても検討することとする。

(5) 指定期間

指定期間は、原則として3年から5年とする。但し、指定管理者制度の趣旨を損なわない範囲で、個別の施設の特性に応じ、5年を超える期間を設定することができる。

4. 管理運営手法の見直し

公の施設の管理運営に関して、その管理運営状況を検証し、最適な管理運営手法を選択するため、直営施設については必要に応じ、指定管理者導入施設については指定期間ごとに、本方針に基づく見直しを行うものとする。